

第6章 計画の実現に向けて

- 6-1 計画を推進するための基本方針
- 6-2 市民・事業者・行政の役割
- 6-3 計画の実現に向けた
リーディングプロジェクト
- 6-4 まちづくりの推進体制の構築と
計画の進行管理

第1章 都市計画
マスタープランの概要

第2章
都市の現状と課題

第3章
将来都市像

第4章
全体構想
(分野別構想)

第5章
地域別構想

第6章
計画の実現
に向けて

参考資料

6-1 計画を推進するための基本方針

「第3章 将来都市像」で示した新たな都市づくりへ転換するためには、市民と行政がそれぞれの立場から互いに理解・協力・連携し合いながら、構想段階から事業化段階まで継続して、主体的にまちづくりに関わっていくことが必要です。

平成23年度にスタートした「第5次行田市総合振興計画※」においても、将来像の実現に向けたまちづくりを進めるために、「まちを構成し、協働※の担い手となるすべての要素が、お互いの信頼関係を築き、自主・自立のもとそれぞれが得意とする分野で力を発揮しながら、連携・協働によるまちづくりを進めている」状態を目指す姿としています。

本計画においては、「連携・協働によるまちづくり」と「目標実現に向けた計画的な事業推進」をキーワードとして、計画を推進するための3つの基本方針を定めます。

基本方針1 一人ひとりがまちづくりの担い手の意識を持ち、主体性を持ってまちづくりに関わる

- ・まちづくりの担い手となる市民・事業者・行政が、それぞれの立場や役割を認識し、連携・協働によるまちづくりを進めるための仕組みや体制をつくり、まちづくりを進めます。

基本方針2 先導的な取組みを推進する

- ・将来都市像に掲げた「環境負荷※の少ない集約・連携型の都市づくり」を実現するために先導的な役割を担う取組みを「リーディングプロジェクト」として推進します。

基本方針3 計画の実現に向けた進捗管理を行う

- ・将来都市像の実現に向けて、計画的に取組みを進めていくため、PDCAサイクル※による適切な進捗管理を行うとともに、市民参加による評価や見直しを行います。

6-2 市民・事業者・行政の役割

まちづくりの担い手となる主体には、行政だけでなく、住民や本市への通勤・通学者、自治会等の地域組織、NPO※・ボランティア団体などの「市民」、企業や高次教育機関※などの「事業者」など、本市で活動する個人、団体が含まれます。

将来都市像を実現するためには、市民や事業者が互いに協力し、まちづくりに関わる必要があります。

様々なまちづくりの場面で、市民・事業者・行政が連携・協働※しながら取組みを進めていくために、それぞれの役割を以下のように位置付けます。

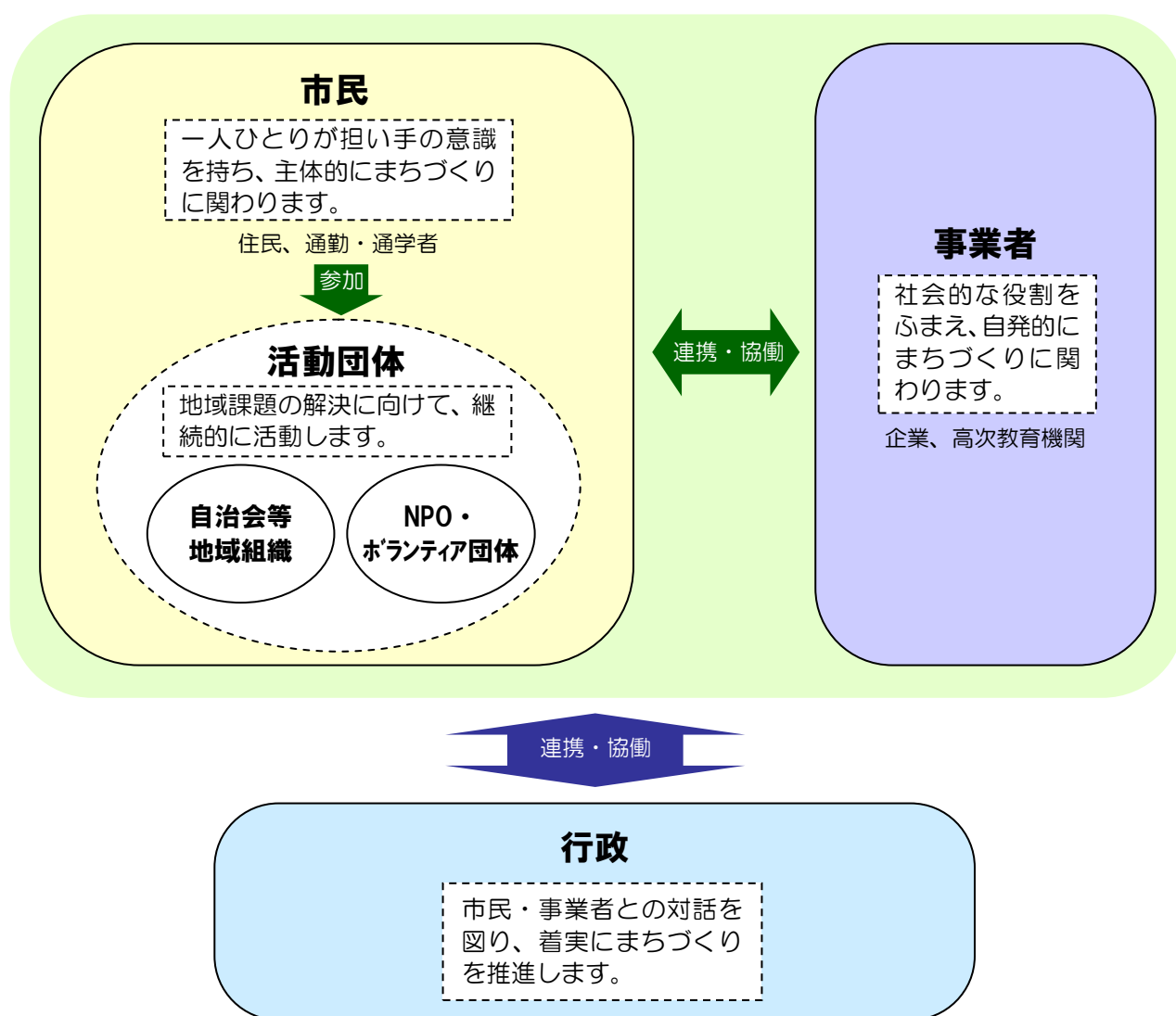


図 市民・事業者・行政の役割と位置付け

1. 市民の役割

市民には、住民や通勤・通学者といった個人としての市民と、地域の課題解決に向けて取り組む自治会やNPO※・ボランティア団体などの団体としての市民があります。暮らしを楽しみ、愛着と誇りを持って住み続けたり、働き続けるためには、子どもからお年寄りまで一人ひとりが、まちづくりの担い手であることを認識し、主体的なまちづくり活動を実践していくことが求められます。

そのため、日頃からまちづくりに関心を持ち、行政が実施するアンケートや意見交換会※、市民会議※、まちづくりイベントなど多様な機会への積極的な参加に努めます。また、自治会などの身近な地域コミュニティ※で行う環境美化や防犯・防災などのまちづくり活動、関心のあるテーマを扱うNPO・ボランティア団体などに参加したり、新たな活動や取組みを立ち上げたりするなど、地域課題の解決に自主的に取り組みます。

【連携・協働※の取組み事例】

- ◆行政が実施するアンケートへの協力
- ◆地区計画※や景観条例※等の策定など、計画づくりに関する意見交換会や市民会議への参加
- ◆まちの魅力向上に向けた環境美化活動や、防災・防犯活動などへの参加
- ◆道路・河川・公園など地域施設の維持管理への協力



計画づくりにおける市民参加



地域の公園での維持管理活動

2. 事業者の役割

事業者には、市内で企業活動を展開する企業や事業者のほか、研究機関や大学などの高次教育機関※が含まれます。企業や事業者には、住宅地開発や道路整備、商業・業務施設の整備など都市計画に関わるものや、商店など市民の暮らしに関わるものがあり、どちらも、まちづくりを進めるうえで密接な関わりを持っています。

そのため、社会的な役割をふまえ、専門的な知識などを活用し、自発的なまちづくり活動への参加や実践に努めます。

また、高次教育機関は、専門性や高い技術力を活かしたまちづくり活動への参加とともに、連携・協働※によるまちづくりに努めます。

【連携・協働の取組み事例】

- ◆都市計画マスタープランをふまえた、住宅地開発や商業・業務施設などの整備
- ◆まちの魅力向上に向けた環境美化などの企業活動の展開
- ◆専門的知識を活かした、環境保全などの調査・研究への協力
- ◆道路・河川・公園など地域施設の整備や維持管理への協力

3. 行政の役割

行政には、市民や事業者が、それぞれの立場で主体性を持ってまちづくり活動に取り組むことができるよう、市民ニーズの把握を行うとともに、協働によるまちづくりの体制を整え、市民や事業者の活動を支援していくことが求められています。また、市民や事業者との合意形成を図り、まちづくりを着実に実施していくことが求められています。

そのため、計画策定段階や整備段階などの各段階において、まちづくりに関する情報発信や意見聴取を積極的に行い、市民や事業者が様々な形で参加できる機会の拡大に努めます。さらに、人材育成やまちづくり活動の継続・発展に向けた支援を行います。

また、国や県、周辺市及び関係機関との広域的な連携や調整など、行政にしかできない役割を担います。

【連携・協働の取組み事例】

- ◆まちづくりに関する情報発信やまちづくりへの関心を高めるための意識啓発
- ◆自治会やNPO※・ボランティア団体などによるまちづくり活動に対する支援の充実
- ◆意見交換会※や市民会議※など、市民や事業者と対話を行う機会の充実

6-3 計画の実現に向けたリーディングプロジェクト

本計画を実現するため、先導的な取組みを「リーディングプロジェクト」として位置付け、速やかに「5年で見えるまちづくり」に向け推進します。

「元気」づくりプロジェクト

- 1) 都市拠点の形成とまちなか居住の誘導
- 2) 地域コミュニティの維持と生活環境の向上
- 3) 土地利用の転換によるにぎわいと活力の創出

「ネットワーク」づくりプロジェクト

- 1) 利便性の高い道路・公共交通ネットワークの形成
- 2) まちを楽しむためのネットワークの形成
- 3) 地域資源を活かしたネットワークの形成

「水と緑と歴史のまち」づくりプロジェクト

- 1) 身近な水と緑の保全とふれあい環境の創出
- 2) 水と緑と歴史がおりなす、魅力ある景観の維持・保全
- 3) 地域資源の活用による、にぎわいと交流の創出

●「元気」づくりプロジェクト

1) 都市拠点の形成とまちなか居住の誘導

主な取組み	主な担当課
JR 行田駅の駅前広場再整備	都市計画課・道路治水課
コミュニティ [*] 施設など公共公益施設の充実	企画政策課・都市計画課
都市計画法第34条第11号区域 [*] の見直し	都市計画課
身近な小規模店舗などの起業・経営を支える支援制度の充実	商工観光課

2) 地域コミュニティの維持と生活環境の向上

主な取組み	主な担当課
生活道路 [*] の整備及び安全対策	道路治水課・防災安全課
身近な公園の整備及びトイレや遊具の更新などの機能充実	都市計画課
河川や水路の治水対策	道路治水課
環境に配慮した道路照明灯や防犯灯の整備	防災安全課・道路治水課・地域づくり支援課
下水道の整備と合併処理浄化槽 [*] の設置促進	下水道課・環境課

3) 土地利用の転換によるにぎわいと活力の創出

主な取組み	主な担当課
多機能交流拠点の整備	商工観光課・都市計画課
広域幹線道路 [*] の整備促進	都市計画課
産業系や幹線道路 [*] 沿道の土地利用の見直し	都市計画課・開発指導課
住居系土地利用への見直し	都市計画課
エコタウン [*] の推進	環境課

注：国・県などが主体となり取り組む内容については、施設管理者と十分調整を図り進めるものとします。

●「ネットワーク」づくりプロジェクト

1) 利便性の高い道路・公共交通ネットワークの形成

主な取組み	主な担当課
南北軸幹線道路※の整備促進	都市計画課・道路治水課
広域幹線道路※の整備促進	都市計画課
市内循環バスなど地域公共交通※の充実	地域づくり支援課

2) まちを楽しむためのネットワークの形成

主な取組み	主な担当課
忍城址周辺整備基本計画による せせらぎや遊歩道の整備	都市計画課・道路治水課
生活道路※の整備及び安全対策	防災安全課・道路治水課
快適な歩行者空間の整備	道路治水課・都市計画課
サイクリングロードの充実	企画政策課・道路治水課

3) 地域資源を活かしたネットワークの形成

主な取組み	主な担当課
忍川や旧忍川、酒巻導水路の親水護岸 や遊歩道の整備促進	企画政策課・都市計画課・ 道路治水課
忍城址からさきたま古墳公園までの 歩道整備	都市計画課・道路治水課

※国・県などが主体となり取り組む内容については、施設管理者と十分調整を図り進めるもの
とします。

●「水と緑と歴史のまち」づくりプロジェクト

1) 身近な水と緑の保全とふれあい環境の創出

主な取組み	主な担当課
緑の基本計画※の改定	都市計画課
水城公園の施設充実	都市計画課
身近な公園の整備及びトイレや遊具の更新などの機能充実	都市計画課
森づくり環境再生事業の推進	都市計画課
忍川・旧忍川の親水護岸や遊歩道の整備促進	企画政策課・道路治水課

2) 水と緑と歴史がおりなす、魅力ある景観の維持・保全

主な取組み	主な担当課
景観条例※の制定	都市計画課・開発指導課
忍城址周辺整備基本計画によるせせらぎや遊歩道の整備	都市計画課・道路治水課
道路や河川などの里親制度※の充実	道路治水課

3) 地域資源の活用による、にぎわいと交流の創出

主な取組み	主な担当課
足袋蔵を活用した蓮華寺通など界わいの整備	企画政策課・都市計画課・商工観光課・文化財保護課
古代蓮の里の充実	都市計画課
行田市総合公園の施設充実	都市計画課
さきたま古墳公園の拡張・史跡整備の促進	都市計画課・文化財保護課

※国・県などが主体となり取り組む内容については、施設管理者と十分調整を図り進めるものとします。

6-4 まちづくりの推進体制の構築と計画の進行管理

1. 市民・事業者との連携・協働によるまちづくりの推進

市民・事業者・行政が、まちづくりの目標を共有し、それぞれの立場でまちづくりに取り組み、協働^{*}の体制を整え、まちづくりを進めていきます。

1) 広報・広聴活動の推進

- ・まちづくりや都市計画に関する理解・関心を高めるとともに、一人ひとりの担い手としての意識を醸成するため、施策や事業の内容、環境美化などのまちづくり活動など、まちづくりに関する積極的な情報発信に努めます。
- ・まちづくりに関する意見などを一元的に受け付けることができるワンストップサービスの充実を図ります。
- ・まちづくりや都市計画に関するアンケート調査や意見交換会^{*}、市民会議^{*}などを必要に応じて実施します。

2) まちづくり活動に対する支援の充実

- ・市民が主体的に行う地区計画^{*}などのルールづくりや、緑化などのまちづくり活動を行うに際して、アドバイスや情報提供、専門家派遣などの支援を行います。
- ・市民や事業者による主体的なまちづくり活動に対して、適切な支援と対応を行うために、庁内連携体制の強化を図ります。

2. 庁内のまちづくり推進体制の充実

本計画の推進にあたっては他の分野別計画との整合を図りながら、連携してまちづくりを進める必要があります。

そのため、土地利用・道路・交通・公園などの都市計画分野はもとより、産業振興・観光・福祉・教育・子育てなどの関わりが深い分野の関係課を含めた「(仮称)都市計画マスタープラン推進会議」を設置します。

3. 関係機関との連携体制の構築

広域化するまちづくりの課題や、市独自では解決が難しい課題に対応するため、国・県などの関係機関や周辺自治体との広域的な連携体制によるまちづくりを進めます。

また、先導的に課題解決の方向性を打ち出し、国や県の支援や応援を求めていくような積極的な取組みを推進します。

4. 計画の進行管理

本計画に掲げる取組みは長期間にわたるものが多いこと、また取組み内容が相互に関連することから、その成果や効果がすぐに現れにくいという特徴があります。また、人口減少とともに財政規模の縮小が予測され、限られた財政状況の中で、選択と集中が重要となります。このことから、本計画に位置付けられた施策がどのように事業に反映され、実現されているかを検証することが必要となります。

そのため、PDCA サイクル^{*}による計画の進行管理を行うために、新たに設置する「(仮称)都市計画マスタープラン推進会議」において、毎年度の事業実績及び計画の進捗状況を把握し、情報の共有を図るとともに、上位計画である総合振興計画^{*}の評価年次に合わせて、進捗状況や効果発現要因などの評価を行います。

また、まちづくりをとりまく状況の変化に応じて、市民・事業者及び関係機関等との意見交換を行いながら、適宜計画の見直しを行います。

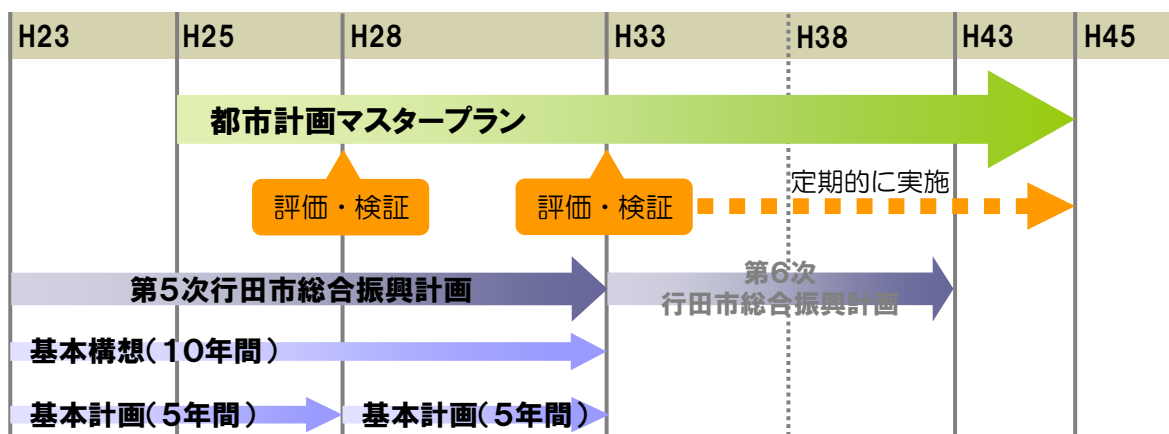
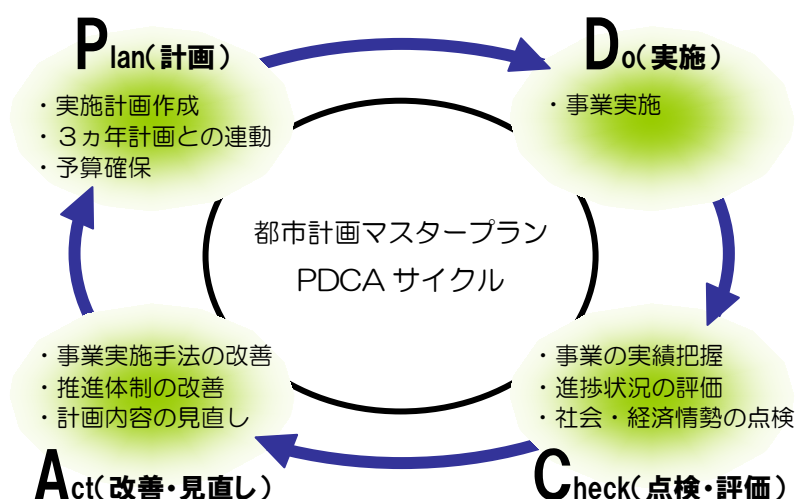


図 都市計画マスタープランの進行管理

